

水質等検査業務仕様書

- 1 業務名
令和8年度賀茂環境センター水質等検査業務
- 2 履行場所
東広島市黒瀬町国近10427番地24 賀茂環境センターほか
- 3 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 分析・測定項目、分析・測定方法及び報告書提出部数
別紙「令和8年度賀茂環境センター水質等検査業務一覧表」のとおり
- 5 試料採取等
(1) 試料採取について、受託者は委託者の指示により行うものとする。
(2) 試料採取日については、別途協議のうえ決定するものとする。
- 6 報告書（計量証明書）の提出
報告書は、原則として採取した日の属する月内に提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
なお、提出時に次の資料を添付するものとする。
(1) 試料採取時の写真
(2) 測定時の写真
(3) 振動騒音測定
(4) 悪臭物質測定
- 7 ダイオキシン類の分析
分析にあたっては、計量法特定計量証明事業者認定制度に基づき特定計量証明事業者認定を受け、県知事に登録を行った者であること。
別紙資料により、実施するものとする。
- 8 委託料の支払
(1) 本業務の委託料については、仕様書等に定めるところにより業務完了の報告後、委託料を支払うものとする。
(2) 前号の委託料については、部分払を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
4月履行分	円	部分払（部分引渡し）
5月履行分	円	部分払（部分引渡し）
6月履行分	円	部分払（部分引渡し）
7月履行分	円	部分払（部分引渡し）
8月履行分	円	部分払（部分引渡し）
9月履行分	円	部分払（部分引渡し）
10月履行分	円	部分払（部分引渡し）
11月履行分	円	部分払（部分引渡し）
12月履行分	円	部分払（部分引渡し）
1月履行分	円	部分払（部分引渡し）
2月履行分	円	部分払（部分引渡し）
3月履行分	円	完了払

- (3) 仕様書に定めるところにより部分払を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告をおこなっていないなければならない。
- 9 秘密保持
この委託業務に関して知り得た情報等について、これを他へ使用、漏洩してはならない。
- 10 その他
この仕様書の記載内容に疑義が生じたとき又は仕様書の変更を必要とするときは、その都度協議して決定するものとする。

処理水等のダイオキシン類濃度

1 分析項目等

項 目	採 取 場 所	検 体 数	回 数
処理水中のダイオキシン類濃度	放 流 水 槽	1	各1
浸出水中のダイオキシン類濃度	浸出水原水ピット	1	
地下水中のダイオキシン類濃度	上流、下流(NO1+NO2)、 下流(NO3)	3	

* ダイオキシン類濃度とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDDs)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)及びコプラナーポリ塩化ビフェニール(Co-PCBs)の同族体及び異性体濃度とする。

2 分析方法

「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成21年3月 環境省水・大気環境局水環境課)及び「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」(令和元年7月 JISK0312)

3 分析結果の評価

国内の調査結果事例、諸外国の基準値等との比較検討を行い評価する。

4 結果に対する考察

処理水中のダイオキシン類が検出された場合は、ガイドラインに示された最終処分場における浸出水対策技術をもとに検討を行い、対策案を提示すること。

5 報告書

(1) 提出部数は、A4版で2部提出すること。

(2) 添付資料

ア ダイオキシン類測定データ

イ 検体採取時の状況写真